

# 公 示 送 達 書

一宮市告示第 204 号

令和 7 年 4 月 14 日

地方税法第20条の2及び一宮市市税条例第18条の規定により、下記のとおり送達します。  
なお、この送達書類は本市納税課に保管してありますから、申出により該当者に交付します。

一宮市長 中 野 正 康

送達を受け  
るべき者の  
住所・氏名

別表のとおり

送達する  
書類の名称

還付金の支払いのお知らせ

以下余白

〔注意〕

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに  
書類の送達があったものとみなされます。

| 送達を受けるべき者の住所氏名 |                               |           |
|----------------|-------------------------------|-----------|
| 住 所            | 氏 名                           | 宛名番号      |
| フィリピン          | DOMETITA JOAN MAR<br>CAIDA    | 510073284 |
| フィリピン          | MANDIN STEFANNY G<br>RACEAGAD | 510111050 |
| インドネシア         | NARWOTO                       | 510117782 |
| フィリピン          | FLORES LEOPOLDO D<br>ANGANI   | 510079757 |